

## 医師の負担軽減に対する院内計画

### 1. 医師・看護師の業務分担について

- (1) 医師の指示及び看護手順に従い、静脈注射は可能な範囲で看護師が実施する。
- (2) 救急患者の受入については、救急外来担当の看護師が救急隊より得られた情報に基づき診療の優先順位の判断を行い、医師にその状況を報告する。
- (3) 病棟内での歩行、安静度の確認、食事変更のオーダーなどは、主治医の治療方針や患者の状態を考慮し、看護師が積極的に対応する。
- (4) 治療方針、病状の説明に際しては、看護師及びコメディカル等の医療関係職が事前に情報収集等を実施し、医師の説明業務のサポートを行い、患者・家族との信頼関係を深めるための努力をする。
- (5) 採血は、医師の指示の下で看護師が行う。
- (6) 病棟薬剤の在庫管理は看護師と薬剤師が共同で行う。
- (7) 生命維持装置などの医療機器の操作、管理は、臨床工学技士が医師の指示の下で行う。
- (8) 医師の連続当直は行わない勤務体制を組み立て、当直後の勤務については出来る限りの配慮を行う。

### 2. 医師に対する医療事務作業補助体制

- (1) 以下に掲げる医師による事務作業は「診療支援課」の業務とする。
  - ・診断書等の文書作成補助
  - ・医師の指示の下での必要時の診療記録等の代行入力
  - ・診療、学会に関するデータ整理や医師の学習会やカンファレンスの準備作業等
  - ・その他、医師の事務作業補助に該当する事務作業
- (2) 地域の他の医療機関との連携体制  
地域のかかりつけ医よりご紹介頂いた患者さんは、当院での診療終了後には原則紹介元にお返しする。
- (3) 外来縮小の取り組み
  - ・紹介状無し患者への選定療養費(2,700円)の算定
  - ・逆紹介を積極的に行い、地域のかかりつけ医との連携を図る
  - ・緊急受診患者の投薬日数の制限(原則1日分。休前日は2日分)

医真会八尾総合病院  
病院長